

令和 8 年度入学 盛岡短期大学部 学校推薦型選抜（一般、特別） / 私費外国人留学生選抜
国際文化学科 試験問題の出典

種別	大問番号	著者名	著作物名	書名等	版元
小論文		越智 萌	時を超えるICCの闘い	『世界思想』52号 2025年 pp.21・25より一部改変	世界思想社

令和8年度 学校推薦型選抜（一般）
学校推薦型選抜（特別）
私費外国人留学生選抜

盛岡短期大学部

小 論 文 (90 分)

学科・専攻名	ページ
生活科学科 生活デザイン専攻	1～2
生活科学科 食物栄養学専攻	3～4
国際文化学科	5～8

注 意 事 項

- 1 試験開始の合図があるまでは、この問題冊子の中を見てはいけません。
- 2 志望する学科・専攻により問題が異なるので注意しなさい。
- 3 この問題冊子は**8 ページ**あります。なお、下書き用紙が1枚あります。
- 4 試験中に問題冊子及び解答用紙の印刷不鮮明、ページの脱落などがあった場合には手を挙げて試験監督員に知らせなさい。
- 5 解答は、必ず**黒鉛筆**（シャープペンシルも可）で記入し、ボールペン・万年筆などを使用してはいけません。
- 6 解答用紙（各学科・専攻別）には、氏名及び受験票と同じ受験番号を忘れずに記入しなさい。
- 7 解答は、必ず解答用紙の指定された箇所に記入しなさい。
- 8 下書きの必要があれば、下書き用紙を利用してかまいません。
- 9 試験終了後、問題冊子と下書き用紙は持ち帰りなさい。

次の文章を読み、あとの問いに答えなさい。

国家による大規模な犯罪を目にすることが増えたように感じる。ウクライナへの侵攻、ガザでの大量殺害、シリアの強制収容所。集団の破壊を目的とするジェノサイドや、戦争中に主に兵士により行われる戦争犯罪、そして国家や政党の政策の推進として住民に対して行われる攻撃や迫害といった、人道に対する犯罪がある。これらは、国際刑事裁判所（ICC）^{註1}の管轄犯罪であり、「中核犯罪（core crimes）」と呼ばれる。

大国の国家元首という「あまりに強き者」が、呼吸器につながれて寝かされた未熟児といった「あまりに弱き者」を殺していく世界に生きていることは、直視するにはあまりに恐ろしい。さらに、そのようなことが「正しい」とされる世界であるならば、背を向けて逃げ出してみたいくなる。

筆者が国際刑事法学の世界に足を踏み入れる直前の 2007 年、日本が ICC の設立条約である ICC 規程に加入した。この時まで、「国際刑事法」の独立の章がある国際法の教科書は、日本語ではほとんど存在しなかった。そのような中、^①ICC は、「主権のバールを突き通す」、「リバイアサン」^{註2}として国際社会に登場した。20 歳そこそこの私は、純粋に、なんとクールな国際機関だろうと思った一方で、これほどまでに強力な制度があるのに、なぜ誰も ICC の話をしていないのか、不思議だった。むしろ、「あまりに強き者」に正義をなそうとする不屈き者として批判するか、結局強制力のない無意味な機関であると冷笑する傾向を、強く感じた。不思議なまま、この分野の専門家となった今、ICC にまつわる話題が頻発している。

（中 略）

実際には、ICC は多くの制約の中でしか動けない。その筆頭が、同意原則である。国際法制度は、主権平等原則を前提とする。そのため、国家が自ら同意しない国際制度に縛られることは基本的には認められない。ICC も基本的には、被疑者国籍国か犯罪実行地国のいずれかが、ICC の設立文書である ICC 規程に加入しているか、管轄権の受諾を行っていないければ、裁判を行うことはできない（ICC 規程 12 条）。ただし、国連安保理の決議による付託がある場合は別である。これは、国連加盟国としての義務による。つまり、紛争当事者のいずれもが ICC 規程に入っていない場合で、当事国が拒否権をもつ国連安保理常任理事国である場合には、ICC は関わることはできない可能性が高い。

また超大国の反発は、ICC への直接的な脅威となる。プーチン大統領らへの逮捕状が発付された際には、ロシア当局が審理に関わった ICC 裁判官と検察官を指名手配した。また、米国は、保守政権に代わるたびに、ICC への風当たりを強めている。ブッシュ政権、トランプ政権（第 1 次）において、ICC 職員へのビザ発給停止や米国内での取引制限を課してきた。2024 年 6 月には、ICC 検察官によるイスラエル首相らへの逮捕状請求を受けて、ICC へ協力することに刑事罰を科す規定を含む「非法裁判対策法案」が下院で可決されている（のちに上院で否決された）。同 11 月 21 日に実際に逮捕状が発行されたが、第 2 次トランプ政権では、新たな大統領令が出され、再び具体的な制裁措置が取

られることとなった。

また、ICC は、なんとか裁判に持ち込めたとしても、真実を証明するための証拠を手に入れていなければ、望む結果を得ることはできない。裁判において真実を証明するための証拠へのアクセスは、従来、国家当局に独占されてきた。力をもって正義をなす権限を国家当局に明け渡す代わりに、国家が責任をもって真実究明を行う、というのが、刑事司法の制度である。犯罪事件があったとしても、監視カメラ映像や容疑者の個人情報にアクセスできる能力と権限は、国家当局に独占されてきた。特に、戦争状態のさなか、国家の緊急事態においては、一市民が被害を受けた直後に捜査機関が捜査を実施し証拠を保全することは困難であるし、国家や占領軍による犯罪証拠については、組織的な隠ぺいが試みられる。

メディアが嬉々として取り上げる ICC への制約のニュースばかり見聞きしていると、ICC による真実究明の模索は頓挫しているように見えるかもしれない。しかし実際には、ICC は、粛々と法と証拠に基づく審理を、世界中の 12 の事態、32 件の事件について、継続している（2025 年 2 月現在）。ICC の法廷は、被害者が被告人と向き合い、自らが受けた性的暴力や、レイプの末に生まれたことによる苦しみ、そしてそれらによるトラウマを克服することの難しさを吐露し、社会的認知を受ける機会となっている。また、法廷まで行くことの叶わない大量の被害者らは、最終的に裁判官が刑の言い渡しをするのを、ICC のアウトリーチ班^{注3}が提供する現地でのパブリックビューイングで傍聴している。ICC の手続きそれ自体により、人生の暗闇を苦しんできた人たちが救済を得ていることは、あまりに知られていない。

上であげた具体的な制約についても、解除の方法はわかっている。まず、同意原則に関しては、被疑者国籍国、「または」犯罪実行地国、であるという規定に注目してほしい。これは逆に見れば、犯人のいる国が ICC 規程に賛成していなくとも、被害を受けた国が ICC 規程に入ってさえいればよい、という意味でもある。ロシアについては、ウクライナとその他 50 か国弱の国が事態を付託（捜査依頼）し、イスラエルについてはパレスチナ他 7 か国が事態を付託したことで、ICC の捜査が実現している。また、ベラルーシやミャンマーといった独裁国内での迫害事件も、隣国のバングラデシュやリトアニアといった ICC 規程締約国に被害者が追放されたことで、これらの国が「犯罪実行地」と認められ、ICC の捜査が開始されている。

超大国による反発は、具体的な捜査の妨げになる部分もあるだろう。しかし、ICC 職員は、挑発に屈しないとする断固とした態度を貫いている。ICC 所長を務める赤根智子氏は、国連総会での演説で、ICC への圧力や妨害に触れ、「私たちは諦めることはできない。諦めることはない」と、その立場を明確に打ち出した。ICC は、より多くの理解と支援を得るために、数多くのアウトリーチ活動を行っている。アジア諸国の ICC 規程への加入が振るわないことを懸念して、日本に ICC の東京事務所を設置する構想もある。超大国が反発する中、その狭間におかれた日本が ICC への支持を明示的に表明していることの意味は、私たちが想像するより大きいのかもしれない。

証拠収集に関しても、実は現代においては、心配するほど制約はないのかもしれない。空爆が続き、反発もある中、イスラエル人を含む被害者や地元の人々との協力に加え、衛星映像や監視カメラ映像

などを突き合わせた、オープンソース・インテリジェンス (OSINT) ^{注4}の技術も用いられた。収集された大量の映像と写真を用いて、3Dでの犯行現場の再現も行われている。この背景には、近年、個人による証拠収集の技術が急速に発展していることがあげられる。インターネットと SNS の発展、およびカメラ付き携帯電話の普及に伴い、国家当局以外の主体も、真実を証明するための情報を自ら記録し、収集し、保存し公開することができるようになった。また、OSINT 技術によって、入手困難な具体的な情報を手に入れることができるようになった。このような市民主導の証拠収集は、特に、ロシアによるウクライナ侵攻や、情報統制が敷かれた占領下において、新たなパワーを構成しつつある。

指摘される数々の制約の克服方法はわかっている中、②ICC にとっての最大の障壁は、私たちの政治的批判の態度と、冷笑主義であろう。そのような土壌を改善できなかった、または自ら構築してきてしまった学界の功罪もあるだろう。

他方、希望をもたらす事実、ICC が対象とする中核犯罪には時効はないということである。また、ICC は国際機関という「制度」であるから、内部の人間は入れ替わることができるということである。二つの世界大戦と数多くの内戦を超えて、人類は、人的要因に左右されない、ICC という「制度」を手に入れた。国家の政権が代わり問題の人物が権力の座から退いたのちでも、本人が存命な限り、法廷に現れて責任を問われる可能性は継続する。デジタル技術の発展により、今集められているビデオ、写真、インタビューの記録、OSINT の分析結果などは、半永久的に保存できる。クローゼットに隠れ、息を殺して命がけで撮影した蹂躪^{じゅうりん}の様子^{の記録}が、何十年も経った後に法廷で映写され、犯人を追い詰める決定的な武器になる可能性があるのである。

諸国家の反発により、今起きている中核犯罪の多くについて、正義の追求は今すぐには実現しないだろうことは明らかである。他方で、ICC の職員は入れ替わり、被害者や目撃者が亡くなったとしても、正義追求のための法と証拠は残り続ける。法システムとそれによって為され得る真実究明というプロジェクトは、私たちの将来世代の世界を少しでも平和な世界にするために、一個人をも時間をも超えて、そこにあり続ける。

(越智萌「時を超える ICC の闘い」『世界思想』52 号、世界思想社、2025 年、pp.21-25 より、一部改変)

注 1 ICC: International Criminal Court の略称。

注 2 リバイアサン: イギリスの哲学者トマス・ホッブズの哲学書 (1651 年) の書名であると同時に、旧約聖書のヨブ記に登場する海の怪物。人間がその本来もつ自然権を行使した状態で生ずる「万人の万人に対する闘争」を回避するために国家にその権利を譲渡するという社会契約の上に成り立つコモンウェルス (公共の福祉・公益を基盤とした政治的共同体) を指す。

注 3 ICC のアウトリーチ班: 国際刑事裁判所 (ICC) の活動を一般市民に理解してもらうことを目的とする広報活動部署。関係機関や関係団体などと協力し、情報提供、教育活動、出版活動、被害者支援等を行なっている。

注 4 OSINT (Open Source Intelligence): 一般的に公開されている合法的な情報源からアクセス可

能なデータ（映像を含む）を収集して分析し、意思決定に活用する手法を言う。サイバーセキュリティや^{ちょうほう}諜報活動、災害対策等に使用されてきた。

問1 下線部(1)の「主権のバールを突き通す」とは具体的にどのようなことを指すか、本文の記述を参考にして 100 字以内で説明しなさい。

問2 下線部(2)に述べられている ICC の「最大の障壁」はこれまでどのような形で存在してきたかについて述べ、その上でこの障壁を私たち自身が改善ないし克服するためには何が求められるか、人的要因に左右されない ICC の法制度を踏まえた上で、具体的な例と理由を挙げながら 700 字以上 800 字以内で述べなさい。具体的な例は、本文中のものでもあなたの知っている例でも構いません。